

国内義援金・海外救援金の受付窓口/募金箱設置状況一覧

H30.12.12 現在、唐津市内で受付窓口を設置している国内義援金・海外救援金は以下のとおりです。

これらの義援金・救援金は日本赤十字社を通じて被災地の復興支援へ充てられます。

	義援金・救援金の名称	受付期間	受付窓口の開設		募金箱の開設 (領収書が不要な方)		備考等
			市社協全所	市役所	市社協本所	市役所	
1	東日本大震災義援金	2011年3月14日 から 2019年3月31日 まで	○	○ (本庁福祉総務課) (各市民センター)	○ (地域福祉課窓口)	×	
2	平成28年熊本地震災害義援金	2016年4月15日 から 2019年3月31日 まで	○	○ (本庁福祉総務課) (各市民センター)	○ (地域福祉課窓口)	○ (市役所本庁正面入口)	
3	平成29年7月5日からの大雨災害義援金	2017年7月7日 から 2019年3月29日 まで	○	○ (本庁福祉総務課) (各市民センター)	○ (地域福祉課窓口)	×	
4	Bangladesh 南部避難民救援金	2017年9月22日 から 2019年3月31日 まで	○	○ (本庁福祉総務課) (各市民センター)	×	×	
5	平成30年7月豪雨災害義援金	2018年7月10日 から 2019年6月30日 まで	○	○ (本庁福祉総務課) (各市民センター)	○ (りふれ入口)	○ (市役所本庁正面入口)	
6	平成30年北海道胆振東部地震災害義援金	2018年9月11日 から 2019年3月31日 まで	○	○ (本庁福祉総務課) (各市民センター)	○ (りふれ入口)	○ (市役所本庁正面入口)	

◇ 受付窓口への持参の場合、「○○○○義援金(救援金)として寄付したい」旨を職員へお伝えください。

◇ 税制上の取扱いについて・・・

上記の義援金・救援金は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項並びに地方税法第34条第1項第5号の4イ及び第314条の2第1項第5号の4イに規定する寄附金に該当します。

【お問い合わせ先(電話番号)】 日本赤十字社 唐津市地区(唐津市社会福祉協議会)

○本所：70-2334 ○東部支所：56-6617 ○南部支所：62-2602 ○南部支所(巖木事務所)：51-5051

○南部支所(北波多事務所)：64-3090 ○西部支所：54-2838 ○北部支所：51-1075